

2018年7月23日  
日本技術士会登録グループ  
知財コンサルティングセンター

**2018年度 第27回 日本技術士会 登録グループ  
知財コンサルティングセンター(PCIP) 会員セミナー**

- 【テーマ】** 「最新の中国進歩性実務」
- 【講師】** PCIP会員 中国弁理士 譚粟元氏
- 【開催日時】** 2018年9月7日(金) 18:30～20:00
- 【場所】** 機械振興会館 B3-9号室  
地図 <http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>  
地下鉄日比谷線「神谷町」駅より徒歩8分。地下鉄都営三田線  
「御成門」駅より徒歩8分
- 交流会は20時30分から近所の居酒屋で行います。
- 【対象】** 日本技術士会 登録グループ 知財コンサルティングセンター会員  
他 定員30名
- 【参加費】** PCIP会員 500円、技術士会員 1,500円、一般 2,000円
- 【申込方法】** 所属、氏名、メールアドレス、交流会の参加の有無を記載して  
いただき、下記のメール宛てにご連絡ください。
- 【連絡先】** 日本技術士会 登録グループ 知財コンサルティングセンター  
幹事 川崎( [kawasaki\\_yuichi\\_0719@yahoo.co.jp](mailto:kawasaki_yuichi_0719@yahoo.co.jp) )
- 【申込み〆切】** 9月4日(金)

## 【概要】

日本の特許実務では、相違点が周知技術に該当すると指摘される場合、それを裏付ける証拠(文献)を提示するのは、一般的である。一方、中国の特許実務では、相違点が周知技術(公知常識)に該当すると指摘されても、それを裏付ける証拠(文献)を提示しないことが多い。

そこで、中国の特許実務において、このような理不尽な認定がなされた場合、有効な対応策が要望されることを背景に、中国の公知常識に関する解説を行ったうえで、事例を用いながら有効な対応策を示すとともに、判例などを用いて公知常識と認められるもの又は認められないものを紹介していく。

以上